

一般社団法人海部津島青年会議所
基金運用規定

第1条 基金とは、寄付金その他の臨時的収入の積立金をいう。

第2条 基金は、一般社団法人海部津島青年会議所の恒久的運営のための財政的基礎の確立のために設ける。

第3条 基金の運用は、理事会の決定によるものとし、その結果は、理事長が総会に報告する。

第4条 基金は、原則として、経常費に使ってはならない。

第5条 基金は、原則として、資産となるものに使用すべきである。

但し、基金から生じた受入利息については、これを経常費として運用することを妨げない。

第6条 本規定は、1968年9月1日から施行するものとする。